

甲府市議会「創政こうふ」行政視察報告書

- ① 実施日時
平成30年7月11日(水) ～ 7月13日(金)
- ② 視察先・視察内容
- | | |
|--------|--|
| 徳島県庁 | 「消費者庁移転の誘致活動について」 |
| 徳島県鳴門市 | 「エコノミックガーデン鳴門について」 |
| 香川県高松市 | 「中央商店街の再開発について」 「コンパクトシティに向けたまちづくりと自転車施策について」 |
| 徳島県美馬市 | 「民泊・農泊事業について」 「廃校になった小学校の無償貸し出しについて」 |
- ③ 参加者
「創政こうふ」8名
(桜井正富、金丸三郎、清水仁、山中和男、天野一、小沢宏至、望月大輔、向山憲稔)

④ 視察報告

(1) 徳島県庁

「消費者庁移転の誘致活動について」(報告者：向山憲稔)

実施日時 7月11日(水)

対応者

徳島県危機管理部消費者暮らし安全局消費者暮らし政策課消費生活創造室

室長 犬伏 伴都

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL (088)621-2100 FAX (088)621-2979

● 徳島県が進めている誘致活動の経緯

政府は2015年3月、地方創生の実現に向けて「東京一極集中」を是正するため国の機関を地方に移転する方針を掲げ、誘致を希望する道府県を募集した。政府の募集に対して、2015年8月までに42の道府県から69の機関について誘致の希望が出され、徳島県は「消費者庁」と全国の消費生活センターの相談内容を集約している「国民生活センター」の誘致希望を提出した。徳島県が消費者庁の誘致を希望する理由は、食品偽装を防ぐため特産のワカメの認証制度を取り入れるなど消費者行政で積極的な取り組みを行っていることや、場所を問わない働き方「テレワーク」などの実現に向けて通信環境の整備に取り組んでいることが挙げられる。消費者庁の徳島誘致の実現に向けて、2016年2月には「消費者庁・国民生活センター等徳島誘致協議会」が設置され、「産官学金労言」が連携して誘致実現に向けて挙県一致で取り組むことを目指した「行動宣言」が全会一致で承認された。

1 政府関係機関の徳島移転への取り組み

国勢調査（大正9～）
（初）大阪府でも人口減少

22年連続
東京圏への転入超過

明治開闢以来初
政府関係機関！地方移転

◆総人口減少は「国勢調査」開始以来初

- 総人口 H27： 1億2,709万5千人
(H22から96万3千人減少)
- **大阪府の人口も初めて減少**

「人口減少の克服」や

「東京一極集中の是正」は“まったなし”

地方創生の加速が不可欠！

◆「東京一極集中」が加速

- 超過転入 H29： 11万9,779人
(H28から1,911人増加)
- 東京圏への転入超過は **“22年連続”**

◆政府関係機関の地方移転推進

- 消費者庁等の「徳島への全面移転の実現」に向け
“拳県一致”で推進

H27.8.31 国に提案

徳島からの提案の背景

◆全国屈指の光ブロードバンド環境

- CATV世帯普及率89.8%**全国1位**

◆葉っぱビジネス「いろどり」

- タブレット端末を駆使して
受発注（**モバイルワーク**）



◆「サテライトオフィス」の進出

- 半数の市町村へ
➢ **12市町村59社**



◆全国に先駆けた消費者行政

・消費者教育の取組実績

- ライフステージに応じた消費者教育の充実
- 「消費者大学校・大学院」卒業生や
「**くらしのサポーター**」等の豊富な人材
- 「**食品表示Gメン**」等の食の安全・安心の取組



● 消費者行政・消費者教育を徳島から全国へ

消費者庁と国民生活センターの新拠点となる「消費者行政新未来創造オフィス」が県庁内に開設され、2017年7月24日から業務がスタートした。全面移転の可否を3年後に判断することを前提に、徳島を実証フィールドとした様々な取り組みが展開されている。

◆ H29.7.24

消費者庁・国民生活センター

「消費者行政新未来創造オフィス」設置

- 国が出先機関ではなく
政策創造部門を地方へ!

「新オフィス」の機能・業務

◎ 消費者庁

- 「新未来創造プロジェクト」の推進

◎ 国民生活センター

西日本を中心に参加

- 教育研修 ● 先駆的商品テスト



研修の様子(徳島市内)



徳島県庁10階

自治体からの職員派遣

- | 県内 | 四国 | 関西広域 | 東海 | 東北 |
|-------|------|------|------|-------------|
| ・徳島市 | ・香川県 | ・兵庫県 | ・愛知県 | ・秋田県 (H30-) |
| ・吉野川市 | ・愛媛県 | ・鳥取県 | | |
| ・阿波市 | ・高知県 | | | |
| ・勝浦町 | | | | |
| ・板野町 | | | | |



◆ H29.6.26

「とくしま消費者行政プラットフォーム」設置

徳島県庁10階

- 「新オフィス」の活動サポート拠点
- ネットワークづくりの拠点
- 働き方改革の拠点



◆ **新次元の消費者行政・消費者教育の定着**

- モデルプロジェクトの全県展開
- 成果を全国発信

◆ **我が国の「消費者行政の進化」や**

「地方創生」に貢献

- 徳島での取組みの「共感の輪」を全国に!

消費者庁等の徳島移転の実現

- 新次元の「消費者行政・消費者教育」の定着に向けた動き

2 新次元の「消費者行政・消費者教育」の定着に向けて

消費者庁・国民生活センター
「新オフィス」の徳島設置

新未来創造プロジェクト推進
全県展開・全国発信

「共感の輪」を全国に拡大
消費者庁等の全面移転の実現

消費者庁「新未来創造プロジェクト」の推進

◆若年者向け消費者教材の活用

成年年齢の18歳引下げ

- 消費者庁作成「社会への扉」活用モデル
全国初 県内全ての高校（56校）で活用



国の施策に反映

H30.3.2日
〔消費者庁・金融庁・法務省・文科省〕
「若年者への消費者教育の
推進に関するアクションプログラム」
(2020年度までに、全都道府県の全ての高校で授業実施)



◆エシカル消費の普及

- **全国の先駆け** 高校生による**フェアトレード**

- ・販売利益で4名の教員を雇用
- ・食品加工場が完成（H29.12）



学校経営・地域産業創出に寄与

カンボジア友好学園

消費者支援功労者「**総理大臣表彰**」受賞（徳商）

- 「とくしまエシカル消費推進会議」設置（H29.7）
- エシカル自主宣言事業者
27団体（H30.6末）
- 次世代エシカルフェス開催



◆消費者志向経営の推進

- **地方初**「とくしま消費者志向経営推進組織」設立

H29.10 経済団体、消費者協会、県で構成
消費者重視の経営へ

- 消費者志向自主宣言：20事業者（H30.6末）



◆見守りネットワークの構築

- **11市町**で設置（H30.6末）
- ・ **全国初** 5万人以上「**全市**」に設置済
- 県「とくしま消費者見守り
ネットワーク」設置（H29.12）



◆子どもの事故防止

「おぎやとこ」

- **ネットワーク会議**設置（H29.7）
（医師会、助産師会、看護協会等で構成）
- 「**安全チェックリスト**」を用いた
個別指導の実施



◆公益通報窓口の設置

- コンプライアンス確保、消費者利益保護
- **全国初** **全市町村整備**
- ・内部職員からの通報窓口
- ・外部労働者からの通報窓口
- 事業者団体での窓口設置の推進



◆食品に関するリスクコミュニケーション

- 学生・子育て世代など幅広い世代への
ゼミナール等開催：48回（H30.6末）
- 事業者発信型リスコミ支援
・手引き書の作成



実感へ

◆消費者志向自主宣言の推進

宣言企業のフォローアップ

- 優良事業者**表彰制度**の創設



◆エシカルタウン徳島の実現

エシカル消費サミットの開催 H30.7.22

- 先進自治体が「**徳島**」に**集結**
- **共同宣言**を
全国へ発信！



◆消費者教育「徳島モデル」の推進

エシカルクラブの設置 （H30.6現在 28校）

- 地産地消研究、環境保全活動
- **全公立高校**に拡大！
（H31まで）



継承へ

徳島モデルを全国展開！「共感の輪」を拡大

- 徳島での取り組みを全国へ発信

3 徳島から四国・関西・中国、さらに全国へ！

新未来創造プロジェクト
成果

徳島→四国・関西・中国→全国

「共感の輪」を全国に拡大
消費者行政の更なる進化へ

◆四国4県での取組み

- 消費者行政担当課長会議設置(H29.1)
- 消費者市民社会創造フォーラム開催
(H29.11香川県、H30.7愛媛県、H31高知県)

◆関西広域連合での取組み

- 政府機関等対策プロジェクトチーム設置(H28.12)
- 消費者庁長官からの協力要請(H30.3)
- 政府機関等移転推進フォーラム
(H30.8.22大阪)

◆中国地方での取組み

- エシカル消費教室の開催(H30秋)

◆首都圏での取組み

- 新次元の消費者行政に関するフォーラム
H30.11.7 東京(イノホール)
主催：徳島県



◆消費者庁「新未来創造プロジェクト」実施支援

- ・自治体や消費者関係団体との
情報交換・意見交換会の実施
- ・県庁に「コワーキングスペース」を設置
- ・web会議システムによる担当者会の開催

◆最新情報の提供

- ・ホームページでの詳細情報発信
- ・視察受け入れ(公開授業等)

徳島県HP「消費者行政
最新情報」はこちら



徳島モデルを全国展開！消費者行政の更なる進化へ

● まとめ・所感

2018年10月に宮腰光寛消費者行政担当相が、就任後初めて徳島県を訪れて、消費者庁の消費者行政新未来創造オフィスを視察した。その際、記者団に消費者庁の徳島移転の可否について問われると「来年夏に行う2020年度予算の概算要求までに結論を得る」と述べたという。

安倍政権となり「地方創生」が叫ばれているが、東京一極集中に歯止めがかからず地方は人口減少と経済停滞が続いている。徳島県は「VS東京」を宣言して地方への新たな人の流れを創出するために、消費者庁移転の取り組みを積極的に推進している。山梨県をみると、後藤斎知事が2015年に国立研究開発法人「新エネルギー・産業技術総合開発機構」(通称NEDO)と、林野庁の「森林技術総合研修所」の誘致を提案した。しかし、実際には政府系機関の移転には結びついていない。

今回の視察を通じて、東京一極集中を打破するため、地方の活性化を図るためには、省庁移転は必要な施策であると改めて認識した。若者向けの消費者教材の活用やエシカル消費の普及など徳島モデルを全国に発信している徳島県において、国が本気で消費者庁の移転を実行に移すことができるのか。徳島の成否が他地域にも影響を及ぼすと考える。山梨県、甲府市においても政府系機関の移転を通じて、地域経済の再興と定住人口・交流人口の増加に努めるべきである。徳島県の取り組みを甲府での施策に生かすとともに、移転の可否を注視したい。

《徳島県庁 視察写真》



(2) 徳島県鳴門市

「エコノミックガーデニング鳴門について」 (報告者：向山憲稔)

実施日時 7月12日(木)

対応者

徳島県鳴門市経済建設部経済局商工政策課 課長 阿部 聡
主事 吉岡 孝晃

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜宇東浜170番地

TEL (088)684-1730 FAX (088)684-1339

● 「エコノミックガーデニング (EG)」とは

エコノミックガーデニングは、1980年代後半にアメリカのコロラド州リトルトン市で初めて実施され、試行錯誤を繰り返しながら15年間で雇用2倍、税収3倍を実現したことで注目を浴びた地域経済活性化施策。現在では全米の多くの都市に広がっている。この手法では、企業誘致だけに頼るのではなく、地域の中小企業が成長することによる地域経済活性化を目指すこととしており、そのために行政や商工会議所、銀行などが連携しながら地元の中小企業が活動しやすく成長できるようなビジネス環境を整備するための施策を展開していく。日本においては、静岡県藤枝市が2011年度から、徳島県鳴門市が2012年度から導入準備をはじめたほか、多くの地方都市で検討や研究が進められている。

● 鳴門市の取り組み

鳴門市について

面積 **135.66km²**

総人口 **58,236人** (2018年4月末現在)

(特産品) 鳴門金時、レンコン、らっきょう、梨、鳴門鯛、
鳴門わかめ など

(観光資源) 渦潮、四国八十八箇所霊場(1番・2番)、
ドイツ交流文化、大塚国際美術館

(伝統工芸) 大谷焼

(産業) かつては塩田による製塩業が主たる産業であり、そこから化学・製薬業などが大きく発展し様々な関連企業が育っている。また、渦潮など豊かな自然環境を生かした観光産業、鳴門金時や鳴門わかめなど全国的に知名度の高い一次産業も盛んである。

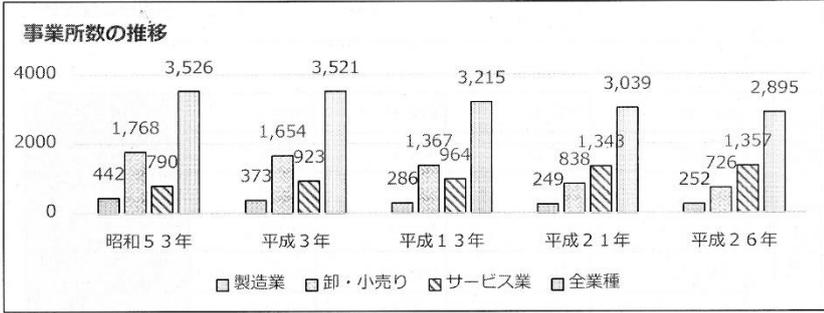
(主な立地企業) 大塚製薬工場本社、日亜化学工業鳴門工場、鳴門塩業など

1. 鳴門市の中小企業の状況 (国勢調査、経済センサスから)

① 事業所数の推移

| | 製造業 | 卸売・小売り | サービス業 | 全業種 合計 |
|-------|-----|--------|-------|--------|
| 昭和53年 | 442 | 1,768 | 790 | 3,526 |
| 平成3年 | 373 | 1,654 | 923 | 3,521 |
| 平成13年 | 286 | 1,367 | 964 | 3,215 |
| 平成21年 | 249 | 838 | 1,343 | 3,039 |
| 平成26年 | 252 | 726 | 1,357 | 2,895 |

ポイント
 製造業・小売り業
 中心からサービス
 業中心へ
全業種では緩やかに減少

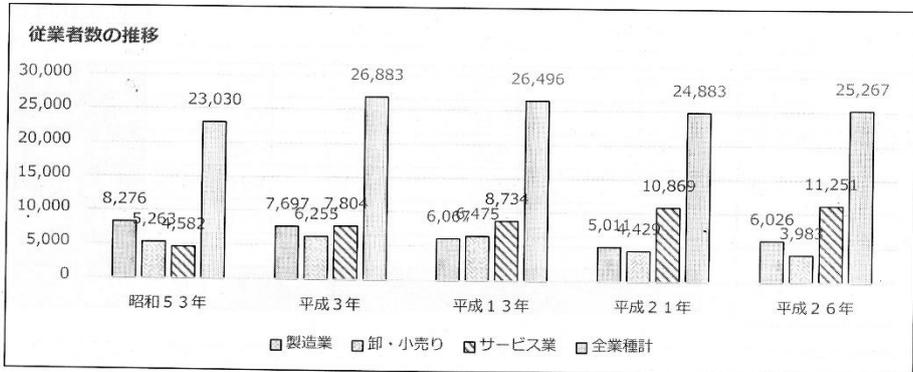


3

② 従業者数の推移

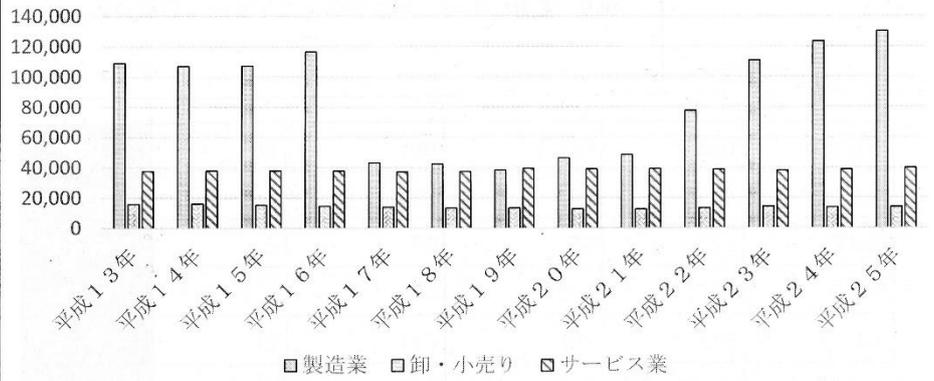
| | 製造業 | 卸売・小売り | サービス業 | 全業種 合計 | (単位:人) |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 昭和53年 | 8,276 | 5,263 | 4,582 | 23,030 | |
| 平成3年 | 7,697 | 6,255 | 7,804 | 26,883 | |
| 平成13年 | 6,067 | 6,475 | 8,734 | 26,496 | |
| 平成21年 | 5,011 | 4,429 | 10,869 | 24,883 | |
| 平成26年 | 6,026 | 3,983 | 11,251 | 25,267 | |

ポイント
 製造業は減少
 小売業は半減
 サービス業は倍増
 全業種ではほぼ横ばい



4

③ 総生産の推移



ポイント

製造業は変動幅が大きい
 小売り、サービス業はほぼ横ばい
 全業種では、**製造業の影響大**

ITの市場が撤退→減少
 日理化学 誘致 → 増加

5

⑤ 従業員数別事業所数

| 従業員数 | 従業員数別事業所数 | | | (単位: 所) | |
|--------|----------------|------------------|------------------|---------|--------|
| | 一次産業 (農水産業) | 二次産業 (建設・製造等) | 三次産業 (サービス業等) | 全業種合計 | 割合 |
| 0人 | 0 | 1 | 8 | 9 | 0.3% |
| 1~4人 | 15 | 238 | 1,561 | 1,814 | 65.0% |
| 5~9人 | 13 | 112 | 387 | 512 | 18.3% |
| 10~19人 | 4 | 51 | 204 | 259 | 9.3% |
| 20~29人 | 2 | 20 | 55 | 77 | 2.8% |
| 30人以上 | 0 | 36 | 83 | 119 | 4.3% |
| 合計 | 34 | 458 | 2,298 | 2,790 | 100.0% |

ポイント

従業員数0人~9人以下の企業は、全体の**83.6%**
 従業員数0~29人以下の企業は、全体の**95.7%**
 従業員数30人以上の企業は、全体の**4.3%**

H26.7.1現在の経済センサ
 ス基礎調査

6

統計情報から分かること（鳴門市の場合）

- ① 統計情報は、大規模企業（主に製造業）に大きく影響を受ける。
 - ② 卸売・小売業は、事業所数・従業員数とも大きな減少がみられる。
（市内外への大規模スーパーや複合施設、コンビニ等の出店が影響か）
 - ③ 従業員数が29人以下の中小規模以下の企業が大半を占めている。
- ⇒ ④ 中小企業の経済活動は市民生活に直結（雇用、所得）している。

大企業だけに頼る地域経済でなく
中小企業も元気なまちへ

2. 「エコノミックガーデニング」とは

理念

企業家精神あふれる、地元の中小企業が、長生きして
で**繁栄**するような、**ビジネス環境**を創出する。

（考え方の転換）

産業 + 企業

公平・平等・中立 ⇒ 選択と集中

緊急対策 ⇒ 長期的取り組み

企業誘致 + 地元企業の長生・繁栄

3. 「EG鳴門」が目指す姿

目標 1 成長意欲に富む中小企業が多く存在する。

目標 2 企業の成長を応援する経済環境が整っている。

⇒ 2つの条件が揃っている地域

⇒ 地元中小企業が元気で起業しやすい地域

➤ 9

<具体的な取組事項>

企業訪問実施

[目的]

1. 市内中小企業の状況把握
2. 信頼関係の構築
3. 有望企業の発掘

[地域企業の状況]

全体的な印象＝ゆるやかな右肩下がり
情報発信・販路拡大人材育成・確保に課題
地域内の繋がりが少ない

企業間ネットワーク

[目的]

1. 苦手分野の補完
2. つながることによる可能性
3. 地域全体のつながりへ

➤ 10

中小企業支援ネットワーク

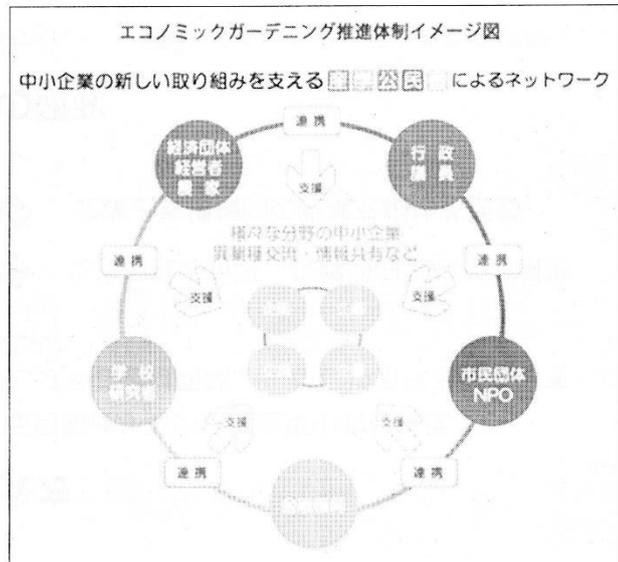
【目的】

1. 情報・課題の共有
2. 効果的な支援策と支援方法の検討

【取り組み状況】

H29年度 準備会を経て
「鳴門市中小企業施策検討委員会」の設置・開催

補助事業
意見交換会



11

4. 今後の取り組みと課題

1. 具体的施策の考え方

- ① 成長意欲があり成長する可能性が高い企業を集中的に支援？

➡ 成長意欲を後押しすることは可能。しかしやる気を引き出すことは非常に難しい。

- ② 制度面の充実 ➡ 支援制度の新設、税優遇制度などの創設

- ③ 企業訪問を継続 ➡ 企業と支援機関の距離を縮める活動

2. 情報発信の手法の研究

➡ 企業まで情報が届かない ➡ メーリングリストや直接訪問？

12

3. 地域外からの創業・人材の流入促進

サテライトオフィスの誘致や地域外からの起業を推進

➡ 企業文化変革へのきっかけへ

4. EG継続のために

➡ 民間団体、リーダーの発掘と育成

➤ 13

「中小企業振興基本条例」の必要性について

H28年度制定

目標2 「企業の成長を応援する**経済環境**が整っていること」



「制度面の充実」 **行政しか出来ない**

企業支援制度 . . . 補助制度や相談窓口、情報発信体制の整備など

これらを整備するためのバックボーンとして . . .

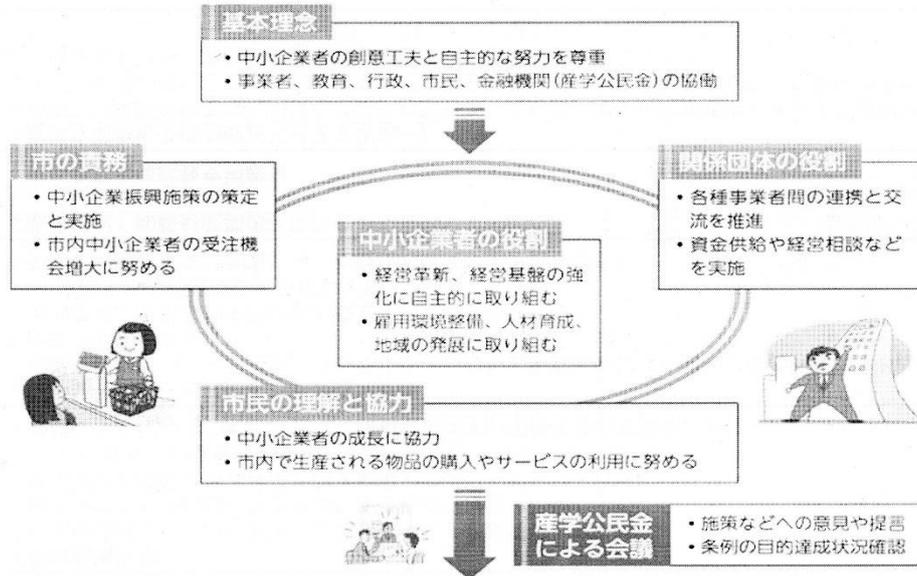
中小企業振興基本条例

「**中小企業振興基本条例**」をつくると . . .

- ① **行政** . . . 政策や事業を進めるための理解が得やすい。
- ② **支援機関** . . . 行政との「連携・協力」が進めやすい。
- ③ **企業** . . . 支援機関から充実した支援策をうけられる。

➤ 14

条例の概要



中小企業の振興と地域経済活性化へ

15

(参考) 平成28年度「EG鳴門」関連の施策 (H28年度~)

①創業促進事業

- 補助申請時には、市が指定する経営指導等を必須要件とする。
- 創業後も定期的な経営状況の報告を義務づける。
- 支援機関の情報共有と連携で創業前後のフォローアップを行う。
→ より確実な創業を目指す。
- 最初につながりをつくることで以後相談しやすい関係を築いておく。

②新商品・新サービスによる事業拡大支援

- 設備投資などのハード整備、コンサルティングや広告宣伝のソフト面など複合的かつ柔軟な活用が出来る制度とする。
- 補助申請には事業の中期計画の提出を必須にする。
→ 連携する専門機関による指導を導入。
- 補助実施後も事業計画書に沿って継続的に進捗をチェックする。

③販路拡大・知的財産関係等補助金

④市外事業者等誘致支援事業

⑤企業立地奨励条例の改正 (H29年度~)

以前までの奨励条例では大規模な誘致が対象であったため、中小企業が活用できるよう緩和を行うことで、条例の目的でもある市内企業の経営基盤を強化し、もって市民に安定した雇用の場を提供し、併せて本市の均衡ある発展を図ることができると考えている。

16

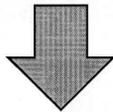
⑥創業関係融資信用保証料補填補給金

創業者が創業時または創業後5年未満に借入れをする際に必要となる信用保証料に対して支援（徳島県創業者無担保資金による借入れを行ったものに限る）。

信用保証料 本来、1.0% → 一般枠（徳島県 0.5%、鳴門市0.5%）
あつたかビジネス支援枠（徳島県0.9%、鳴門市0.1%）

融資資金 1,000万円

融資期間 運転6年以内 設備8年以内 2年以内据え置き



施策・事業の考え方

施策・事業を検討、実施する「中小企業振興基本条例」（基本的な考え方）と「エコノミックガーデンング」（施策方針）が根底にあることを意識する。

※企業訪問時に企業のニーズを聞き取り、趣旨が合致する取り組みには制度の活用を提案する。広報やホームページなどでの周知だけでは、情報を知っている企業が限られ、結果、同じ企業が毎年申請してくるような状況が生まれる。

17

5. 企業誘致について

○鳴門市の特徴

- ① 四国の関西方面からの玄関口であり関西、四国方面また空港に近く東京への約1時間というアクセスの利便性
- ② 海があり山もあり川という自然環境＋生活環境（衣食住）が整っている



- ITの活用した事業はもちろん、周辺地域への営業という面からも真剣に四国・関西へ販路を拡大したいという企業が拠点として検討している。
- クリエイター（デザイナー等）が、鳴門市に移住しての活動や移住検討が見られる。

18

○鳴門市の支援施策

・市外事業者等誘致支援事業

市外に在住又は所在し、クリエイティブ事業及びSOHO事業（サテライトオフィス含む）を営む個人事業者又は法人事業者の市内誘致を促進させるため、市内での事業所の開設、本社機能の移転に要する経費に対し補助金を交付する。

| | |
|----------|--|
| 【補助対象経費】 | ①事務機器使用料・通信回線使用料、 ②事務所等の賃借料（共益費等除く） ③新規地元雇用奨励金（3名） |
| 【補助率等】 | ①1,000千円/年 補助率1/2以内 ②300千円/年 補助率1/2以内 ③正規 300千円/人 パート 150千円/人 |

・空き家バンクの設置

今年度、空き家バンクを設置し空き店舗等の紹介を実施

19

● まとめ・所感

以前に、エコノミックガーデニングの日本での第一人者である拓殖大学の山本尚史教授から教示をいただいたことがあったので、実践をしている鳴門市の取り組み内容を興味深く拝聴した。視察研修には、鳴門市の泉理彦市長も同席していただき、エコノミックガーデニング導入への経緯や市長の想いを直接、お伺いすることができた。

地域経済の活性化に向けた取り組みは、日本全国で行われているがいずれも一朝一夕では成果はでていない。やる気のある企業を守り育てる制度設計を行い、人口流出を阻止するためにも働く場の確保を行政と民間が連携して行う必要がある。

中小企業振興条例もそうであるが、エコノミックガーデニングという制度・仕組みだけが存在しても効果は出ない。数多くの中小企業が地域の中で、しっかりと成長できるように実効性を持たせるための取り組みが必要となる。鳴門市の取り組みは、経済支援の概念を転換するところからスタートしている。公平・平等・中立から「選択と集中」へ。緊急対策から「長期的取り組み」へ。そして、企業誘致から「地元企業の長生・繁栄」へ。これまでの取り組みの中で、成果が出ている部分がある一方で、十分に経済活性化が図られたといえない部分もあると感じた。今後、どのように地域経済の発展に向かっていくのか。鳴門市の動向に注目するとともに、甲府市が取り組んでいる様々な経済政策と照らし合わせながら、新たな中小企業支援の在り方を議会の中で討議していきたいと思う。

《鳴門市 視察写真》 ※ 泉理彦市長も同席していただきました。



(3) 香川県高松市

「中央商店街の再開発について」（報告者：小沢宏至）

「コンパクトシティに向けたまちづくりと自転車施策について」（報告者：小沢宏至）

実施日時 7月12日(木)

対応者

香川県高松市都市整備局都市計画課 課長補佐 宮武 伸宇
主幹 岡田 光信
再開発係 係長 三村 貴浩

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

TEL (087)839-2455 FAX (087)689-2452

● 高松市の概況（H30.4月）

（面積：375.52km² 人口：418,122人 世帯数：185,169世帯）

高松市は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面し、これまで、人々の暮らしや経済・文化など様々な面において、瀬戸内海との深いかかわりの中で、四国の中枢管理都市として発展を続けてきた、海に開かれた都市で、気候は年間を通して寒暖の差が小さく、降水量の少ないのが特色である。

北は瀬戸内海から南は徳島県境に至る、海・山・川など恵まれた自然を有する広範な市域の中に、にぎわいのある都心やのどかな田園など、都市機能・水・緑が程よく調和し、豊かな生活空間を有する都市となっている。

昭和63年の瀬戸大橋開通や平成元年の新高松空港開港、平成4年の四国横断自動車道の高松への延伸などにより高松市を取り巻く環境が大きく変化する中、平成11年4月、中核市に移行した。

【中央商店街の再開発について】

● 目的

高松市の中心部に連なる商店街は総延長2.7kmと全国有数の規模を誇る。その中で丸亀商店街は再開発により変貌を遂げ中心市街地活性化のお手本として有名であるが、約10年が経過する中で有力店舗の撤退なども見られるなかで、どのような取り組みを行い対処してきたのかを学ぶ。

● 市街地再開発事業とは

老朽化した低層建築物が密集し生活環境などが悪化した地区において、敷地を共同で利用して中高層の建築物に建て替え、併せて広場・公園などのオープンスペースの確保や道路など公共施設の整備を一体的に行うことにより、快適で安全なまちに再生することを目的としている。



広場・公園などのオープンスペース

事業の資金は、建物を中高層にして土地を高度利用することによって、地元地権者の権利分以上の住宅や店舗などの床（保留床）をつくり、それを売却して得る収入と、国・県・市からの補助金によってまかなわれている。地元地権者は、再開発前の土地や建物の権利と同価格分の住宅や店舗などの床（権利床）を取得する。

市街地再開発事業の種類

①第一種市街地再開発事業

「権利変換」という方法によって行われるもので、民間（個人、市街地再開発組合、再開発会社）や県、市、機構等が施行者（事業者）となる。

②第二種市街地再開発事業

防災上きわめて危険な地区であるとか、災害時の避難広場などの整備を必要とする地区に限られて行われるものであり、「用地買収方式」によって再開発会社、県、市、機構等のみが行うことができる。



● G街区市街地再開発事業

丸亀町商店街の南端で、中央商店街のほぼ中央に位置し、南部商店街や国道11号との結節点の役割を担う重要な街区であり、平成13年11月の再開発組合設立後に世界的な金融危機などあったが、関係者の熱意と尽力により乗り越え、平成24年4月にオープン。

【G街区の概要】

事業名・・・高松丸亀町商店街G街区第一種市街地再開発事業

施行者・・・高松丸亀町商店街G街区市街地再開発組合

所在地・・・丸亀町7-16, 8-23、他 地区面積・・・約1.2ヘクタール

敷地面積・・・約8,900平方メートル 延床面積・・・約44,000平方メートル

総事業費・・・約150億円

階数・・・西館 地下1階、地上13階 東館 地下1階、地上12階

商業・・・約15,900平方メートル（47/57店舗 平成24年4月現在）

住宅・・・約8,600平方メートル（96戸）

ホテル・・・約5,700平方メートル（175室）

駐車場・・・約400台（一般用約330台、住宅用約70台）

駐輪場・・・約600台



商店街



商店街（G街区）



● まとめ・所感

全国地方の都市に見られることだが、郊外大型店での消費やネット通販の拡大により、中心商店街から人足が遠のいていることに対して、高松市での再開発により中心市街地活性化の手法は、お手本として取り上げられてきた。約10年が経過する中で有力店舗の撤退なども見られるなか、3月に商店街主導で健康管理の新たな拠点を開設するなどの取り組みを行ったが、その評価を行うには、まだ時期早々であろう。

第二弾として、生鮮食料品店舗や診療施設を整備する計画もあるとのことなので、今後も引き続き注目していきたい。

【コンパクトシティに向けたまちづくりと自転車施策について】

「コンパクトシティにむけたまちづくり」について

目指す将来都市構造 = 多核連携型コンパクト・エコシティ

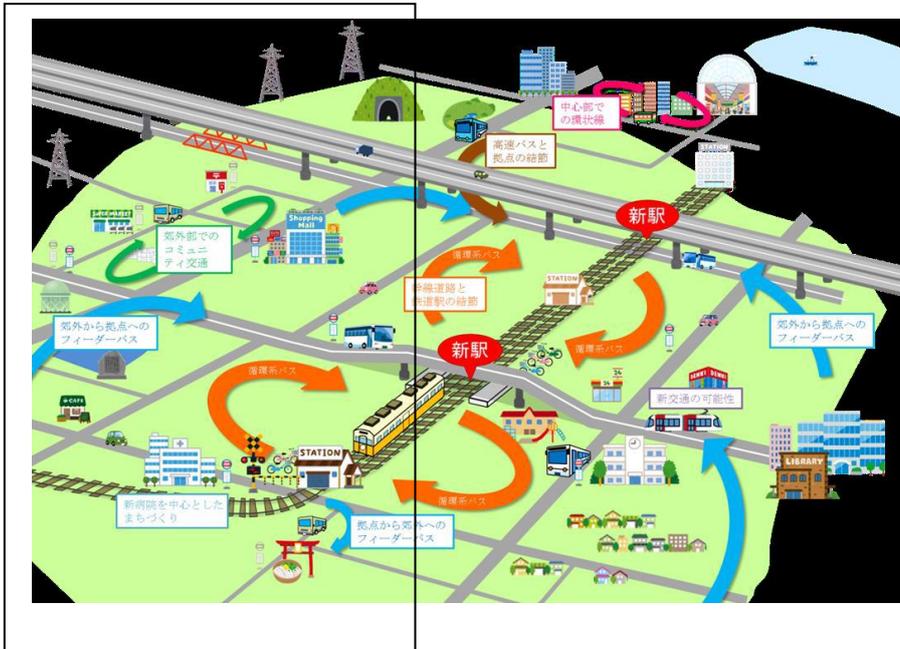
を目指している。 多核連携型コンパクト・エコシティとは？

集約拠点への都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造及び人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境配慮型交通システムを併せ持つ持続可能な環境共生都市のこと。

公共交通の再構築

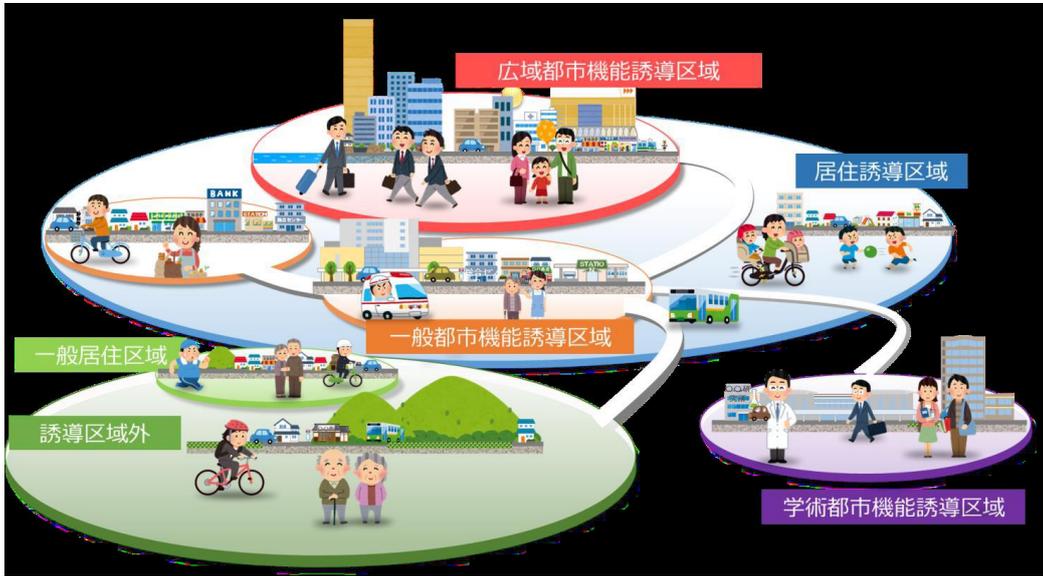
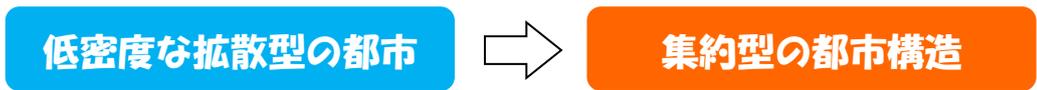
医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、地域の活力を維持するとともに、高齢者が安心して暮らせるよう、コンパクト・プラス・ネットワークの考えの下、公共交通と連携して、持続可能なまちづくり。

将来の人口動向等を見据え、効率的・持続的なサービスの提供のために、公共交通ネットワークの再構築が必須とのことである。



高松市の強みである鉄道を基軸として、バス路線をアクセスさせるものであり、現在、鉄道と幹線道路の交差点に、新たな交通結節拠点として鉄道新駅を整備するとともに、再編したバス路線を繋ぐ。公共交通の維持・充実、鉄道を基軸とした公共交通ネットワークの再構築に向けた総合的な取組は、持続可能なまちづくりに繋がるとのこと。

将来都市構造の方向性



「自転車施策」について

高松市のレンタサイクル事業は、放置自転車対策の一環として2001年にスタート。JR高松駅や琴電瓦町駅など計7カ所のポートで約1250台の自転車を貸し出している。

1回100円と手軽なレンタサイクルは通勤・通学等の市民の足として活用されているほか、観光地巡り等の観光客にも幅広く利用されている。

- 受付時間：午前7時～午後10時
- 利用対象者：中学生以上で、レンタサイクルの利用について安全上支障のない方
- 料金について

| 利用の種別 | 利用期間 | 利用料 | |
|-------|--------|--------|--------|
| | | 一般 | 学生 |
| 定期利用 | 1か月 | 2,000円 | 1,800円 |
| | 3か月 | 5,500円 | 5,000円 |
| 一時利用 | 1～6時間 | 100円 | |
| | 6～24時間 | 200円 | |

■ システムの特徴について

地域交通系ICカード（高松琴平電気鉄道：I r u C a）との連携

- ① I r u C aカードをレンタサイクルの会員カード（利用証）として登録ができる。
- ② I r u C aカードによる利用料のお支払いができる。

ICタグと利用証による個体管理

貸出用自転車にはICタグを装着し、各ポートの入口・出口に設置されたICタグリーダーで自転車情報を管理し、利用証（磁気カードor I r u C a）で利用者ごとの貸出・返却の状況を自動管理。

一般駐輪場との入出場ゲート共用

高松駅前広場地下、瓦町駅地下、琴電栗林公園駅前の3ポートにおいて、レンタサイクル利用者と一般駐輪場利用者の入出場ゲートを共用させ（全国初のシステム）、施設の有効活用を図っている。

● まとめ・所感

高松市は平坦な土地であり、温暖小雨な気候から自転車の利用が盛んであったそうで、駅周辺の放置自転車の再利用など上手く取り入れたものであったが、それに伴う駐輪場の整備やエレベーターの整備など基本的なインフラへの投資は行ってきている。コンパクトなまちづくりと公共交通を巧みに織り交ぜた持続可能なまちづくりの手法は、甲府市に合わせた変更を行うことで十分に対応できそうである。



(3) 徳島県美馬市

「民泊・農泊事業について」（報告者：天野一）

「廃校になった小学校の無償貸し出しについて」（報告者：天野一）

実施日時 7月13日(金)

対応者

徳島県美馬市未来創生局観光課 事務主任 逢坂 肇

徳島県美馬市市民環境部ふるさと振興課 主幹 山川 一美

〒777-8577 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地 5

TEL (0883) 52-8009 FAX (0883) 55-0680

● 美馬市の概況

(面積：367.14 km² 人口：29,963 人 世帯数：12,785 世帯)

美馬市は、2005（平成17）年3月1日に旧美馬郡内の脇町、美馬町、穴吹町、木屋平村が合併してできた、豊かな自然と数多くの文化財が残る歴史情緒あふれる地域。

総面積367.14km²は、徳島県全体の約8.9%にあたり、このうち可住地が76.22km²で、総面積の約20.8%を占めている。徳島県の西部に位置し、西側が三好市、美馬郡つるぎ町と、北側が阿讃山脈の山頂で香川県と、東側が阿波市、吉野川市、名西郡神山町と、南側が那賀郡那賀町と接している。市のほぼ中央を東西に四国三郎「吉野川」が流れ、穴吹川など幾多の川が吉野川に流れ込み、その沿岸の平野部が主な可住地となっている。北側の阿讃山脈、南側の剣山をはじめ、ほとんどが山地で、総面積の約8割が森林となっており、清らかな水と豊かな緑に囲まれた自然の美しい地域である。

● 視察の目的

住宅宿泊事業法(民泊新法)が施行され、一般の住宅に有料で旅行者を泊める「民泊」が今注目されている。また、「農泊」は農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しみ、農家民宿、古民家を活用した宿泊施設、廃校となった学校など、多様な宿泊手段により旅行者にその土地の魅力を味わってもらう「農山漁村滞在型旅行」のことで、過疎高齢化が進み、空き家が増え続ける農山村にとって民泊は、地域のPRや農家の副収入につながる。

本市でも甲府市内の農山村集落に存在する空き家の有効利用を通して、コミュニティ機能の維持及び定住若しくは二地域居住等の促進による地域の活性化を図るための「空き家バンク制度」があり、今後の本市の施策に活かしていくため、先進地である美馬市の調査研究を行う。

● 「民泊・農泊事業について」

農林漁家民宿の開業支援をおこなうこととなった経緯

美馬市は、にし阿波観光圏の構成市町の1つで日本版DMO「そらの郷」で行っている都心部からの修学旅行生を民泊で受け入れる「教育旅行」を平成24年から行っており、現在45戸の登録がある。平成29年度は490泊の中高生を受け入れており、農林漁家民宿を開業することによって、一般客を対象に日常的に営業できることとなり、さらなる所得増加を図ることが期待できる。

また、美馬市は相対的に宿泊施設が少なく、本市の観光面の問題である「通貨型観光地」の解消のため、農業漁家民宿を増やし、宿泊の形態を増やすことで宿泊者を増加させる狙いがある。

● 美馬市の民宿の現状

農林漁家民宿 4戸

簡易宿舎 4戸（廃校利用施設1戸、ゲストハウス1戸、簡易宿舎2戸）

● 支援事業及び補助金

美馬市農林漁家民宿支援事業

美馬市で開業し5年以上継続して営業する者に

- ① 旅館業法及び食品衛生法の取得に必要な家屋の改修
- ② 認可関係の申請費用(印紙代) に対し、経費の2分の1の範囲で上限50万円を補助。

美馬市起業総合促進事業補助金

美馬市に居住している個人、美馬市の本店又は主たる事業を置く法人で、美馬市で新たに事業を開始し、みなし大企業でない法人又は個人であって、5年以上継続して営業することを条件に、

- ① 店舗等借入費
- ② 設備費
- ③ 広報費(自社で行う広報に係る費用)
- ④ 原材料費(試供品等の制作にかかる経費)に対し、経費の2分の1の範囲で上限50万円を補助。

美馬市移住創業促進事業補助金

上記と同等の条件と補助内容で美馬市に1年以上移住したものに対し、経費の2分の1の範囲で上限100万円を補助

地方創製交付金の活用

平成28年度から30年度にかけて地方創生交付金を活用し、美馬市にサテライトオフィスを設置している(株)百戦錬磨と農林漁家民宿の推進を図っている。

- ① 民泊開業者を掘り起こすワークショップ、講演会の開催、アンケート調査
- ② PR活動(外国からのモニターツアーやメディアの露出、ネット予約販売補助)を(株)百戦錬磨に業務委託。

● 実績について

事業の利用件数について

美馬市農林漁家民宿改行支援補助金：4件（申請中：1件）

美馬市移住創業促進事業補助金：2件

民宿の宿泊実績について

| 宿泊所 | 開業日 | 宿泊形態 | 平成29年度 宿泊数 | 補助金 |
|---------|----------|--------|---------------|-----|
| 農林漁家民宿A | 平成26年 | 農林漁家民宿 | 5人 | |
| 農林漁家民宿B | 平成29年5月 | 農林漁家民宿 | 112人 | ○ |
| 農林漁家民宿C | 平成30年3月 | 農林漁家民宿 | 約20人 | ○ |
| 農林漁家民宿D | 平成30年5月 | 農林漁家民宿 | 0人 | |
| 簡易宿泊A | 平成26年6月 | 旧学校施設 | 639人 | |
| 簡易宿泊B | 平成26年8月 | ゲストハウス | 951人 | |
| 簡易宿泊C | 平成28年11月 | 民宿 | 140人 | ○ |
| 簡易宿泊D | 平成30年3月 | 農林漁家民宿 | 0人 | ○ |

● 現状の問題点や課題について

- 補助金を使って宿舍者が少ない民宿は問題であり、この場合、宿泊のクオリティー向上について市がどこまで関与できるかが問題と考えており、誘客手段としては、(株)百戦錬磨とタイアップによるPRを図っている。
- 開業者はおおむね退職された60代の方々が多くなることから、今後長年にわたる開業ができるかが問題と考えている。

【廃校になった小学校の無料貸し出しについて】

美馬地区においては、平成29年4月に芝坂・郡里・喜来・重清東及び重清西の5小学校が統合し、美馬小学校が誕生。このことに伴い5小学校の廃校後における施設の利活用が課題となり、平成25年度には「美馬市休・廃校施設利活用計画策定に関する調査研究」に取り組むとともに、平成26・27年度には「美馬市学校跡地等利用検討委員会」を設置し、各小学校跡地利活用協議会における説明会の開催、要望等のとりまとめを行ってきた。

各小学校はその設立から現在に至るまで、子どもたちの学び舎としてだけでなく、地域の中核的な公共施設として、地域住民にとって「心の拠り所」となってきた。こうした経緯を踏まえつつ、少子高齢化や人口減少といった問題に直面する各地域コミュニティを支える機能が発揮されるとともに、廃校施設の利活用が雇用の創出をはじめ地域の活性化につながるよう、利活用の基本的な方向性が示された。(美馬地区廃校施設利活用方針 平成29年3月)

現地視察

重清北交流促進簡易施設 「^{やまんと}山人の^{さと}里」 (旧重清北小学校)

宿泊施設への転換

- 廃校の3年前にあたる平成19年度から、「休校準備委員会」が学校長、PTA、地域自治会長、市教委等で結成され検討が始まった。その後、平成21年度には、後継組織である「跡地利活用検討委員会」に移行し、アンケートなど具体的な方向性の検討が開始された。
 - 平成22年度より、「休校」となる。
 - 平成26年5月、簡易宿泊施設「山人の里」オープン。地域住民等で組織する「運営委員会」による運営(指定管理者制度)を行って現在に至る。
 - 平成30年4月、バーベキュー棟完成。(地方創生推進交付金)
 - 平成29年度より、楽天トラベル・じゃらん(リクルート)への登録によって、宿泊客が増加傾向。
- 口コミで広がりつつあり、合宿所として、或いは、各種体験メニュー希望者を中心に、利用者の拡大が図られつつある。

施設の運営状況

- 平成29年度「山人の里」運営施設営業利用状況
 - ・宿泊者・・・732人、施設利用者・・・34団体1,282人、各種体験メニュー・・・37団体742人
- その他利用状況
 - ・いきいきサロン、各種選挙投票所、研修会場、地域防災訓練、避難所、里帰り運動会、結婚式、愛校作業など
- 収益
 - ・清掃業務等明確な労働に対する賃金は支払っているものの、事務局等の業務は有償ボランティアの形態で行っている。
 - ・その他、利用者が大人数の場合又は体験メニューによっては、スタッフ数が増える場合がある

が、基本的には全員ボランティアで従事している。

・全ての業務に「賃金」を支払うと、現収入では経営は難しい。当初目的が「地域の賑わい創出」であり、しばらくは内容を見直しつつ現状維持。

廃校施設利用の問題点と課題

当施設の開設に至る過程で、地域・行政それぞれ問題点・課題があった。

○行政の窓口が一本化されていなかった。スタートは学校施設のため市教委、廃校後は総務課管理の普通財産となり、地域課題は地域振興担当課、というように一元化された維持・管理・利活用に関する対応が取れ取れなかった。(現在の利活用でも、同様の問題が生じている)

○施設の本格オープンまで、休校から4年、検討段階から概ね6年を要した。もっと短縮できるよう、統合前から担当部局の明確化を行うべき。

○近年は地方創生関連予算のメニューが幅広く採択されるケースもあり、施設整備関連予算は確保しやすいと考えられるが、明確なコンセプトとコーディネート(各種施策との連携等)が重要と考えられる。

○自治体としては、地域住民組織に運営を任せるケースが多いと考えられるが、受け皿となる組織の「本気度」をしっかりと評価して実施することが重要。

○地域内の意見を取りまとめるのに労を要する。少なからず反対意見は出ると思われるが、それをどのように吸収し利用計画に盛り込むか、地域運営組織の調整力によるところが大きい。

○学校施設は、自治体所有であって地域の持ちものである。行政は、そのバランスを十分理解した上で、事業を遂行することが求められる。

● まとめ・所感

農林民宿を開業される方はほとんどが中山間地域の方々であり、地域で連携した農林民宿を開業することによって、集落の活性化が図れると考える。また、農林民宿や廃校となった施設で宿泊することを通じて地域の実情やその良さを知っていただき、都市部からの移住定住につなげていければと思う。本市でも重点項目の一つに掲げており、今回視察した美馬市の取り組みを参考にしていくなければならないかと強く感じた。

【参考写真】

体験型教育旅行の「民泊受入家庭」



都会からやって来る中・高校生にし阿波で「ほんもの」の田舎体験を!

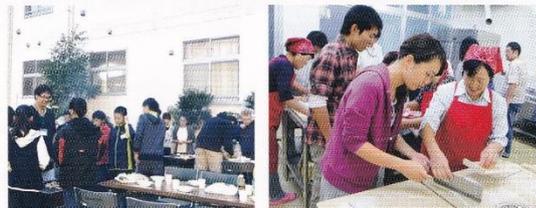
京都、長崎、テーマパーク…見る観光が主役だった修学旅行先も時代とともに様変わり。今学校教育の現場では、田舎の人と生徒との交流から、人が人に学ぶ機会となる「体験型教育旅行」が求められています。生徒は普段体験することができない、農山村のありのままの生活、農作業、地域の人たちとの交流を通じて、人として成長し、心の豊かさを感じ「生きる力」を育んでいきます。



磯貝さん(つるぎ町)

都会からの修学旅行生と農作業して、畑でとれたものを一緒に作って食べて、そんな交流が楽しく、今では生き甲斐になっています。

廃校活用宿泊施設



廃校を活用した宿泊施設

廃校を体験・交流施設や宿泊施設として活用し、それを地域住民が一体となって運営することで、地域コミュニティの維持や地域のにぎわいづくりにもつながります。



久保田さん(美馬市)

修学旅行の高校生や大学のゼミ生が来てくれたり交流と絆の施設として大いにご利用いただいております。

自然ゆたかな農山村「にし阿波」で農林漁家民宿



「にし阿波」の 自然、文化、人々との交流を!

長年育まれてきた豊かな地域資源と暮らし、そして交流は、豊富な観光資源となり旅行者にとってとても魅力的プログラムとなっています。

とくしま農林漁家民宿の場合、旅館業法など関係法令の規制緩和がされており、改修を要さず自宅をそのまま活用できるケースもあるなど、比較的容易に開業することができます。



安藤さん(東みよし町)

最初は不安や戸惑いを感じるでしょうが親戚の子どもを迎えるような気持ちで始められたらいいと思います。



工藤さん(三好市)

民宿を始めて地域がとても賑やかになりました。自分も楽しみながらやっていくのが一番だと思います。



